

役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人水引福祉協会（以下「この法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 役員等は、非常勤とする。
- (3) 報酬とは、職務執行の対価として受ける財産上の利益であつて、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (4) 費用とは、職務執行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 役員等に対しては、報酬を支給するものとする。ただし、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、報酬は支給しない。

(報酬の額)

第4条 役員等に対する報酬の額は、別表1に定める額とする。報酬の額は、理事会において決定し、評議員会の承認を得る。

(報酬の支給方法)

第5条 役員等に対する報酬の支給の時期は、毎年度末とする。

- 2 報酬は、現金により本人に（死亡により退任した者の退職慰労金にあたっては、その遺族に）支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。
- 3 報酬は、本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(費用)

第6条 役員等が市外出張する場合は、別に定める職員の旅費規程に基づいて、旅費を支給する。市内出張の場合は、費用弁償として次の区分により支給する。

- (1) 評議員会・理事会・研修会等 日額 4,000円
(2) 会計監査 日額 5,000円
- 2 役員等が職務の遂行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(報酬等の月割り計算)

- 第7条 新たに役員等に就任した者には、その月から報酬を月割りで支給する。
- 2 役員等が退任し、又は解任された場合は、その月までの報酬を月割りで支給する。

(端数の処理)

- 第8条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、これを切り捨てる。

(公表)

- 第9条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給基準として公表する。

(補則)

- 第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

(改廃)

- 第11条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附則 この規程は、平成29年4月1日より施行する。

別表1 (役員等の報酬)

役職名	評議員	理事長	理事	監事
報酬金額 (年額)	10,000円	50,000円	12,000円	15,000円